

県内に本社または事業所がある企業の事業主、人事労務担当者等向け

参加費
無料

事前
予約制

改正女性活躍推進法・ ハラスメント対策等説明会

労働施策総合推進法、女性活躍推進法等が改正され、従業員数101人以上の企業に情報公表義務の拡大、そしてすべての企業を対象にハラスメント対策の強化が義務付けられる等、より一層女性が活躍できる職場環境の整備が求められています。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応について解説します。



オンライン説明会

日時
2026年 2月13日 金
13:00～14:40

Web会議システム「Zoom」を使用

先着
200名

申込方法

山形労働局ホームページの専用フォーム
よりお申込みください。
定員となり次第締め切りとなります。
(定員200名、1事業所1回線まで)



申込締切:2月10日(火)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-rooudoukyoku/kokinn_kaiseihouseikai-2026.html

- 視聴にかかる通信費等は視聴する方の負担となります。視聴に使用する端末、回線についてはセキュリティ対策が講じられたものをご使用ください。
- 説明会の参加には「オンライン説明会等にかかる参加規約」への同意が必要です(参加規約は山形労働局ホームページに掲載しています)。
- 参加に必要となるミーティングID等は、お申込みの際にご登録いただいたメールアドレスへお送りします。
- Zoomの使い方やインターネット回線への接続方法など技術的な質問に回答することはできかねますので、ご了承ください。

会場説明会

日時
2026年 2月17日 火
13:00～15:20

会場
山形ビッグウイング
2階 大会議室
山形県山形市平久保100

先着
350名

申込方法

山形労働局ホームページの専用フォーム
よりお申込みください。
定員となり次第締め切りとなります。
(定員350名、1事業所2名まで)



申込締切:2月10日(火)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-rooudoukyoku/kokinn_kaiseihouseikai-2026.html

説明会に関するお問い合わせはこちら

山形労働局雇用環境・均等室 指導係

023-624-8228

何が変わるの？

法改正 2つの大きなポイント



ハラスメント対策の強化

【対象】すべての企業

【施行日】令和8年10月1日(予定)

事業主に防止措置が**義務化**されます

✓ カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が求められます。

●カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。

●事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示される予定です。

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談体制の整備・周知
- ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

●求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

●事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示される予定です。

※ ハラスメント対策の詳細は、指針の決定状況により、本説明会では概要の説明となる予定です。

女性活躍推進の強化

【対象】主に従業員101人以上企業

【施行日】令和8年4月1日

情報公表の**義務**が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。